

マージン率等に係る情報提供

株式会社シンケン

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

記

- 1 派遣労働者の数

27人（1日平均）
- 2 労働者派遣の役務の提供の事業所数

5事業所
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額

19,840円

(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額

14,757円

(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 マージン率

25.6%
- 6 労使協定を締結しているか否かの別等

協定締結している

対象全ての派遣労働者

期間2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

種類	対象者	実施人数	方法	実施主体	実施期間	費用負担
日常挨拶	派遣予定労働者	0	0JT/Off-0JT 有給	派遣元	1日	無し
派遣前訓練作業方法及び留意点	派遣予定労働者	0	Off-0JT 有給	派遣元	1日	無し
派遣先における商品知識	派遣予定労働者	0	Off-0JT 有給	派遣元	1日	無し

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

1. 基本的には常用雇用の従業員にて運用

2. 物流関連業務中心の派遣が主体

3. 作業着の貸与、交通費の全額支給(会社規定による)

4. 作業上必要と思われる情報の提供

5. 定期健康診断を年に1回、特定業務従事者については2回実施

6. ベネフィット・ワンの福利厚生サービスを利用する事が出来ます